

記

1. 専門医による甲状腺検査を含む健康調査を長期にわたり定期的に実施して下さい。
福島第一原発事故当時18歳以下の子ども達、妊婦及びその生まれた子で検診を希望する者を対象に、早期発見、早期治療のためにも長期にわたり毎年1回の、甲状腺専門医による甲状腺エコー検査、血液検査の実施を是非お願い致します。また、診断結果につきましては、保護者にきちんと報告し、異常が認められた子ども達に対しては、二次検査を実施するなどの体制を整備してください。尚、検出限界値が高く、 γ 線のみしか測れない、ホールボディカウンターによる単独の検査は絶対に避けるようお願い致します。
2. 学校給食の安全性を担保するため、検査器の精度向上をはかって下さい。
国は平成24年4月から食品中の放射性セシウムに係る新基準値を設定しました。
NaI シンチレーションスペクトロメータは簡易分析用であり、福島第一原発事故が起きてから1年8か月以上経った現在は、ゲルマニウム半導体検出器を用いた精度の高い分析を行い、子ども達の内部被ばくを可能な限り低下させ、子ども達の健康、安全・安心の実現を図って下さいますようお願い致します。
3. 茨城県を「原発事故子ども・被災者支援法」の対象地域に指定するよう県と国に対して強く要望してください。
「原発事故子ども・被災者支援法」の対象地域に指定された場合は、関係自治体と協力し、長期に渡る継続的な健康診断等の必要な施策が十分に行われるよう積極的に取り組んでください。また、福島第一原発事故による放射能漏れがどれだけの健康被害をもたらすのかを正確に知るため、当時の放射性物質の飛散量などの情報をできるだけ詳細に収集し今後の対策に生かして下さい。